

衆議院 参議院 法務委員会 理事 各位  
同 委員 各位

## 刑法性犯罪規定改正法律案の審議に関する要望書

一般社団法人 Spring  
東京都千代田区平河町一丁目 6 番 15 号 USビル 8 階  
E-mail: lobbying@spring-voice.org  
ホームページ: <http://spring-voice.org>

私たちは、2017年7月7日に設立し、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している、性暴力被害者・支援者の団体です。

この間、国会議員の皆様におかれましては、性暴力被害当事者の実態に即した刑法改正に向けて、関心をお寄せいただき、ご尽力いただいていることに、深く感謝申し上げます。

2017年7月、刑法性犯罪が改正されましたが、様々な課題が残されたことから、施行後三年を目途として検討ならびに所要の措置を講ずることが「附則」に定められ、さらに暴行脅迫要件の認定に関する調査研究、捜査及び公判の過程における二次被害防止、性犯罪被害者支援の拡充等を求める「附帯決議」が採択されました。附則にもとづき、2020年より被害当事者を委員に含む検討会が開かれ、2021年9月16日法務大臣の諮問により法制審議会が開かれました。これらの議論を通じて、今般、改正法律案に「同意しない意思」という文言が加わったこと、また、社会全体に「同意のない性的行為はしてはいけない」というメッセージを明確に発信するためにも、罪名を「不同意性交罪」へと改める方針が法務省で固まったこと等、私たちの思いが届いたことは大変嬉しく、歓迎しております。

つきましては、今後の改正法律案の国会審議において、以下要望致します。

### 1. 委員会での徹底した審議を通じて、下記の内容が明確になるようにしてください

- (1) 法律案第一の一の1の(一)の(1)の要件について、「暴行脅迫」の「程度を問わない」こと。また、明確に「同意しない意思」を表明している※にも関わらず、なおも性的行為をやめない場合はこの「暴行」要件に該当すること。  
(参考資料1-(1).「程度は問わない」ことの明確化について)
  - (2) 法律案第一の一の1の(一)及び2の(一)の要件について、「困難な状態」の「程度を問わない」こと。  
(参考資料1-(2).「全うが困難」の明確化について)
- その必要性をご理解いただくためにも、参考人質疑で当事者を招致してください

### 2. なお残る以下の課題の解決に向けて、さらなる実態調査・研究を行い、然るべき時期(遅くとも3年以内)に見直しを行うことを、改正法律案の附則及び付帯決議に明記してください

- ① 刑法性犯罪規定の基本構造を「Yes Means Yes」型にするための調査・研究・検討を行うこと  
(参考資料2-①.「YMY型」について)
- ② 地位関係性を利用した性行為について、教師や生徒、施設職員と入所者など明らかに対等でない場合の関係性を明記した処罰規定の新設に向けて調査・研究・検討を行うこと  
(参考資料2-③.「性交同意年齢」について)
- ③ 性的同意年齢の5歳差要件の運用で当罰性のある行為がすべて処罰されているか後追い調査及び研究・検討を行うこと  
(参考資料2-④.「性交同意年齢」について)
- ④ 公訴時効の見直しにおいて“捨象”された対象に関して実態調査及び研究・検討を行うこと  
(参考資料2-⑤.「公訴時効」について)
- ⑤ 「同意しない意思」に関わって、「性的同意」の概念の周知徹底をはかること  
(参考資料2-②.「性的同意」について)
- ⑥ 日本版 ISVA の導入を検討する等性暴力被害者支援体制の充実を図ると同時に、性犯罪者に対する実効性のある再発防止策を講じること  
(参考資料2-⑥.「ISVA」について)

### 3. 今国会で必ず「不同意性交罪」への刑法改正を実現させてください

以上

## —以下、参考資料—

**「罪名変更」について**

性犯罪の処罰規定の本質が、「被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにある」と委員の間で一致しました。これまで「暴行脅迫」要件しかなかったことで、その要件に強く刑事司法関係者が引きずられ、同意がない性行為だったにも関わらず、警察が被害届を受理しない、検察が起訴しない、裁判では暴行脅迫の判断にばらつきが生じ、「不同意」が認定されても無罪とされる事例が多々ありました。しかし今回の改正案で、「不同意」の認定に重きを置いた運用となる可能性が示されました。一般市民が「相手の同意していない性的言動は性暴力であり、刑法において処罰される」と理解しやすくなるよう、罪名が「不同意性交罪」に変更されることは大いに歓迎します。

なお、一部報道では「不同意性交等罪＝内心のみを要件とするもの」といった説明が散見されますが、今回の法律案に記載の例示列挙事由8項目は、「同意しない意思」の徴表としての8項目とされています。すなわち、8項目の行為・状況により「同意しない意思の形成・表明・全うが困難」であることを立証すると性犯罪が成立します。そのため、8項目の存在が立証できなければ、犯罪不成立であり、被害者の内心だけの問題になるという評価は間違いとなります。

同意のない性的行為が処罰の本質であることの表明が「同意しない意思」であり、今回の法律案は「不同意性交等罪」と評価しうると私たちは考えております。よって、私どもは条見出しを「不同意性交等罪」にあらため、その処罰の本質が大々的に日本社会に周知されることを求めています。

**1-(1). 「暴行脅迫」要件についてはその「程度を問わない」こと、また、「同意しない意思」を表明されているにも関わらず性的行為をやめない場合はこの要件に該当し、処罰対象になることの明確化について**

これまで「暴行脅迫」要件については、1949年5月10日の最高裁判例<sup>1</sup>に影響を受け、「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの」と解し、強度の暴行脅迫を要件に求めた判決もあれば、抵抗も有形力も強くない程度であってもこの要件に該当するとした判例もありました<sup>2</sup>。改正法律案では処罰範囲の明確化を目的とし、暴行脅迫はその「程度を問わない」となりました。このことについて、明確に「同意しない意思」の「表明」をしている※(被害者が行為時点で、行為者に対して拒絶意思を口頭で明確に説明しているか、あるいは、態度で一たたとえば、泣いたり、相手の手を押さえる等性行為を回避しようとしたりすることで一表現している)者に対し、なお性的行為をやめずに性交に及び、それが客観的な観察者にとって、行為者と被害者の関係性や、先行する彼らの行為態様からも認識可能な場合<sup>3</sup>は、この「暴行」要件に含まれ、処罰対象となることを、国会審議の場でも明確にし、捜査機関および司法機関、そして国民全体に周知徹底をはかるべきです。

**1-(2). 「困難な状態」の「程度を問わない」ことの明確化について**

法律案では、被害者の「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という要件の解釈については、「程度を問わない」ものと説明されています<sup>4</sup>。

このことについても、国会審議の場で明確にし、捜査機関および司法機関、そして国民全体に周知徹底をはかるべきです。

**2-①. 「YMY型」について**

真に性暴力被害当事者の実態に即した刑法とするならば、刑法性犯罪規定の基本構造をYMY型—相手の自発的な参加(同意)を確認せずに性行為を行うと処罰されるというもの—に変えることが必要不可欠です。検討会のとりまとめ報告書にも記載されているように、「そもそも、我が国では、「性的同意」という概念が浸透しておらず、社会的に何を性的行為の同意と見るかが曖昧で、明確な拒絶の意思表示がないことが同意を示すものではないということが理解されていない(原文ママ)」、といった現状があります。

そのもとでは、相手の意思を全く顧慮・確認しないまま性行為に及んだ挙句、「相手が同意していると思いついていた」と主張することにより、故意阻却と判断され、甚大な被害はあるのに処罰はなしという判決(2014年12月11日、福岡高裁宮崎支部判決、2019年3月19日、静岡地裁浜松支部判決など)が、今後もずっと出され続けるのではないかと懸念はぬぐえません。

この懸念を払しょくするべく、近年はスウェーデンやフィンランドのようにYMY型の条文へと、刑法規定を改正する国が続いており、日本でも検討の必要があると考えます。そのためにも、改めて「同意のない性行為が行われた」と認定されているにも関わらず故意阻却によって加害者が無罪とされた性犯罪事件について、これまでの実態調査と、改正刑法の施行後調査を実施した上で、見直しのための研究・検討を行うべきです。

<sup>1</sup> 資料23 強制性交等罪における「暴行」、「脅迫」の要件の沿革 (moi.go.jp) p6

<sup>2</sup> 『刑事法ジャーナル 2021-Vol.69』p22,31

<sup>3</sup> 03 嘉門優【論説】「性犯罪の見直しに向けて」.smd (ritsumei.ac.jp)

<sup>4</sup> 法制審議会第10回会議事録 p10,11、法制審議会第13回会議事録 p5

## 2-②「地位関係性を利用した性行為」について

性行為について、「同意」や「憂慮」の有無を問わず、明らかに対等性を欠くとして処罰されるべき関係性（教師と生徒、施設職員と入所者、宗教指導者と信者など）を明記した規定を新設すべきではないでしょうか。「憂慮」の有無を問うことは新たな司法判断のばらつきを生じさせかねません。この実態について改正刑法の施行後調査を実施し、処罰されるべき加害行為は適切に処罰されるように、改めて地位関係性を利用した処罰規定の創設に向けた検討を行うべきです。

## 2-③「性的同意年齢」について

年齢差5歳差では大きすぎます。成年以上の者と未成年者の責任能力には明らかな非対等性があり、成人年齢以上の者から少なくとも16歳未満の者への性行為は一律処罰される必要があると考えます。5歳差要件の運用で当罰性のある行為がすべて処罰されているか改正刑法の施行後調査、検討を行うべきです。

## 2-④「公訴時効」について

改正法律案では現行法の公訴時効から5年延長され、18歳未満の場合は18から被害時年齢を引いた年数がさらに加算される案になっていますが、これでもあまりに短く、被害実態に見合っていない。

公訴時効は撤廃、または進行の開始を30歳まで停止すること等の見直しが必要であることは諸外国の状況から鑑みても明白です。

法律案をもとに仮に8歳で被害にあった場合を例にあげると、時効は25年になり、33歳を超えると公訴不可能となってしまいます。しかし、一般社団法人Springが行った実態調査では、挿入を伴う性被害の認識年数に26年間以上かかったケースが799件中35件で4.38%、また、31年以上かかったケースが同19件、約2.38%ありました。また、被害の記憶を喪失していた年数について、26年以上が10件、31年以上が2件だったという調査結果が出ています。

法務省は5年延長の根拠として、内閣府調査（法制審議会第4回配布資料p81~82）<sup>5</sup>を挙げ、相談できた被害者の「大部分が被害から5年の間に相談」がなされているから、と説明しましたが<sup>6</sup>、複数の法制審委員からも指摘があったように、それだけでは、そもそも相談もできなかった方が女性では約6割、男性では約7割いたこと、また実際に相談するまで10年以上かかっている方が一定存在することを切り捨てることとなります。さらに、相談ができた相手として最多は友人・知人、次に家族・親戚となっており、警察に相談できているわけではなく、その後公訴権を行使できたかもわかっていません。

この「権利行使可能性の観点」からも十分に考慮されるべきです。幼少期からの長期にわたる性虐待の影響で、成人してからも公訴権を行使することが不可能な状態が長く続く、という性被害当事者の実態に即して、諸外国は公訴時効を改正してきています※1※2。公訴権行使が不可能な期間は時効の進行を停止するという判断は当然検討されるべきです。

また、公訴時効延長について「証拠の散逸」が問題視されますが、技術の進歩によるDNA鑑定結果や、小児性虐待者の画像や動画保存が長期に残されて証拠として残っている場合があるにも関わらず、時効を理由に罪に問えない状況があります。少なくとも証拠が明らかになっている場合には、当罰性のある行為が正当に裁かれる仕組みが必要です。

今回の法制審で“捨象”<sup>7</sup>の対象となった事案について、被害申告に時間がかかる実態には、他の犯罪類型とは決定的に違う、被害の様態と被害者の状態、その状態を利用した加害者の悪質性が存在します。

諸外国のように実証的な実態調査を行い、しっかりとしたエビデンスを基に、見直しの検討を行うことを、附則及び付帯決議に盛り込むべきです。

※1 ドイツで時効停止の年齢を21歳から30歳に改正した根拠となった調査結果<sup>8</sup>

- ①性犯罪においては、未成年の被害者はしばしば刑法的な処罰のために力を尽くすことができず、成年に達したときには犯罪の時効が差し迫りうる状況である
- ②とりわけ、児童の性的虐待はしばしば児童が依存している環境、すなわち、家庭や学校、被害者の身近で起こることから、かかる依存性が終結した後に告訴の決定を行うための十分な時間が必要
- ③児童や少年の、家族やその他の環境に対する依存関係は成人（満18歳）で終わるとは限らず、性犯罪の被害者が20代後半になるまで家族的、社会的、物質的に行為者に依存している状況がままある

<sup>5</sup> 男女間における暴力に関する調査 報告書(抜粋)

<sup>6</sup> 法制審議会 刑事法(性犯罪関係)部会 第11回会議 議事録 p13

<sup>7</sup> 法制審議会 刑事法(性犯罪関係)部会 第11回会議 議事録 p17

<sup>8</sup> 佐藤陽子著「ドイツにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル 45号 99・100頁（2015年・成文堂）



- ④被害者が行為時に小さな子どもであったときには、トラウマと結びつく記憶喪失や普通の忘却により虐待を忘れていることがままあること、またたとえ行為についての記憶が抑圧等されていなかったとしても、性的虐待は、たとえば、抑鬱症や不安障害のように、多くの被害者を麻痺させる
- ⑤子どもの被害者は多くの場合行為者により行為について話さないよう仕向けられ、虐待の経験を外部で話せるようになるには長い年月が必要
- ⑥児童の性虐待の被害者のためのコールセンターに問い合わせた人の平均年齢が46歳であった

## ※2 フランスで公訴時効を20年から30年に延長する根拠となった調査結果<sup>9</sup>

- ① 18歳から38歳までという年齢の段階は、人生において、小さい子どもの子育て中又は家庭責任を有する時期であることが想定され、被害者は司法手続を行うことが困難である
- ②被害者が身を守るために精神的な外傷性健忘症を発症することを考慮すべきであり、精神的な外傷性健忘症は40歳以降に改善される場合が多い
- ③暴力が家庭内で行われた場合、それが暴力であることを認識し、家庭内にいる加害者を告発できる状態になるまでに多くの時間を要する

## 2-⑤「性的同意」について

「同意しない意思」が法律案に明記されたことは大きな前進です。しかし、何を「同意」ととるかの判断は、国民の間でばらつきがあると言わざるをえません。性暴力・性犯罪を日本社会で二度とうまないためにも、「性的同意」の概念の周知徹底をはかるべきです。

国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」では、性犯罪を裁くうえで、「あいまいでない自発的な合意」の存在及び加害者が被害者の「同意」を確認したステップの証明の重要性を掲げています<sup>10</sup>。

・内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」にて、啓発ポスターで「相手の同意のない性的な行為は、性暴力です」として、「勝手にYESと思いつくのはNO!」と記し、「家にきてくれても」「はっきり嫌だと言われなくても」「どんな服装でも」「ボディータッチされても」「結婚していても、恋人同士でも」「二人きりで食事しても」、それだけでは同意を意味しないのだということを、明確に示しています<sup>11</sup>。

文部科学省では、生命の安全教育での青少年向けの啓発資料にて、「性暴力が起きないようにするには」と題し、「相手の同意を確認」すること、「相手の同意のない状態で一方的に性的な行為をすることは性暴力です」「相手への思い込みが、性暴力につながる」「イヤと言っていない=YESではありません。また、キスをしたから性交してもよいわけではありません」と性的同意とは何かについて、明確に示しています<sup>12</sup>。

性行為は、アクションを起こす側に同意をとる責任があります。行為1つ1つに同意があるかを明示的、あるいは積極的態度で確認する必要があり、相手のNOはNO、沈黙もNO、対等で自由な関係におけるYESのみが同意であるとされるべきです<sup>13</sup>。現在、この「性的同意」の重要性を発信し、性暴力をなくすための啓発活動に、学生<sup>14</sup>、産婦人科医<sup>15</sup>、精神科医<sup>16</sup>、公認心理師<sup>17</sup>、弁護士<sup>18</sup>などが、精力的に取り組んでいます。

「同意のない性行為は罰せられる」ことが法改正で明確に示される今こそ、政府が責任をもって、性犯罪、性暴力を日本社会からなくしていくためにも、こういった最新の「性的同意」概念の周知徹底を、捜査機関および司法機関、そして国民全体にはかかってください。

## 2-⑥「ISVA」による性暴力被害者支援、さらなる性犯罪加害防止策について

ISVA（イスバ）=Independent Sexual Violence Advisor（性暴力独立アドバイザー）はイギリスの性暴力被害者支援に関わる資格の1つで、警察や司法機関とは独立した存在として、被害者の気持ちを中心に据えた、刑事司法プロセスの支援を行っています。日本版ISVAの導入を求めます。実効性のある性犯罪加害の防止策としては、更生プログラムの拡充や日本版DBSの導入を求めます。

<sup>9</sup> フランスにおける性犯罪防止対策強化 —性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018年8月3日の法律 第2018-703号—

<sup>10</sup> 林陽子著「国連『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』の紹介」bo48-2-1.pdf (gender.go.jp)

<sup>11</sup> 令和2年度 女性に対する暴力をなくす運動 | 内閣府男女共同参画局 (gender.go.jp)

<sup>12</sup> 文部科学省「生命の安全教育啓発資料」https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt\_kyousei02-000014005\_35.pdf

<sup>13</sup> 私たちに大切な性に関するコミュニケーション、「性的同意」- あしたメディア by BIGLOBE

<sup>14</sup> 知ることから始めよう！慶応生が考える「性的同意」の重要性 (cosmopolitan.com)

<sup>15</sup> 性的同意ハンドブック - 早稲田大学ジェンダー研究所 (jimdofree.com)

<sup>16</sup> 【専門家に聞く】性的同意はどうやってとればよい？チェックリストや動画で学ぼう | 家庭ではじめる性教育サイト命育 (meiiku.com)

<sup>17</sup> 性非行少年の心理療法 | 有斐閣 (yuhikaku.co.jp)

<sup>18</sup> 【性的同意の定義】性的同意はどうやってとる？同意年齢や性暴力について専門家が解説 (ellegirl.jp)

<sup>19</sup> 「性的同意」を取っていますか？性暴力の被害者／加害者にならないために - 早稲田ウィークリー (waseda.jp)

<sup>20</sup> 性的同意とは何か ~「真摯かつ任意の承諾」を求めた判決~ 【弁護士 雪田樹理】 | 女性共同法律事務所 (josei-law.com)

## &lt;参考人招致 推薦名簿&gt;

- ▼性暴力被害当事者：  
金子深雪（一般社団法人 Spring 幹事）
- ▼性暴力被害者支援団体：  
平川和子（特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京 理事長）
- ▼精神科専門医：  
小西聖子（武蔵野大学教授）
- ▼性暴力被害者臨床：  
齋藤梓（上智大学総合人間学部心理学科准教授・公益社団法人被害者支援都民センター  
公認心理師・臨床心理士）
- ▼性暴力加害者臨床：  
斉藤章佳（大船榎本クリニック精神保健福祉部長・精神保健福祉士・社会福祉士）
- ▼刑法学者：  
後藤弘子（千葉大学大学院社会科学研究院教授）  
島岡まな（大阪大学大学院法学研究科教授）
- ▼内科医：  
山田不二子（認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン理事長）
- ▼産婦人科専門医：  
遠見才希子（筑波大学大学院社会精神保健学分野博士課程）
- ▼法曹：  
伊藤和子（弁護士 ヒューマンライツ・ナウ副理事長）  
上谷さくら（弁護士 犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長 保護司）  
小島妙子（弁護士 仙台弁護士会所属）  
寺町東子（弁護士 社会福祉士 保育士）  
中山純子（弁護士 埼玉弁護士会所属）  
長谷川桂子（弁護士 愛知県弁護士会所属）  
村田智子（弁護士 元日弁連被害者支援委員会副委員長 元東京弁護士会副会長）